

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）より2018年3月30日に公表され、その後、主に表示および注記事項の改正を目的として2020年3月31日に改正された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」（以下、「収益認識会計基準」という）については、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用するとされており、3月31日決算の会社であれば、早期適用をしていない限り、2021年6月第1四半期の四半期報告書（以下、四半期報告書を「四半報」といふ）、2021年6月第1四半期報告書を「当第1四半報」という）から適用されることになる。

また、2021年6月第1四半期においても、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」という）により、引き続き企業は事業活動の制限や自粛を要請されるなど、多くの企業の活動に影響が生じており、投資家にとっても、企業が本感染症の影響をどのように四半報の記載に反映しているのかを理解し、2020年6月第1四半期報告書に記載された内容等と比較することが非常に重要となっていると考えられる。本稿では、当第1四半報を対象に、収益認識会計基準に関する注記お

よび本感染症に関する記載内容が関連すると想定される項目について、開示分析を実施した。

本誌2021年9月20日号（No.1622）「2021年3月期『有報』分析」において、次の条件の203社を母集団として有価証券報告書（以下、「有報」という）提出会社の分析をしていた。

- 2021年4月1日現在、J-PX400に採用されている。
- 3月31日決算である。
- 2021年6月30日（法定提出期限）までに有報を提出している。
- 日本基準を採用している。

本稿の分析では、前記の条件を前提として、2021年4月1日より開始する連結会計年度の期首からIFRS（国際財務報告基準）へ移行した2社を除く、「分析対象会社」（計201社）を母集団とし、分析対象となる会社が少ないケースでは、日本基準を適用している3月31日決算（以下、これを指して「3月期決算」という）の当第1四半期提出会社について分析を行っている。

第1章

実務上の便法の適用状況、分解情報など 収益認識基準に関する 開示分析

という）（収益認識会計基準84項本文）。

ただし、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する取扱い（以下、「84項ただし書きの取扱い」という）が認められている（収益認識会計基準84項ただし書き）。

また、「原則的な取扱い」および「84項ただし書きの取扱い」には、それ

解説

収益認識会計基準の適用初年度に

おいては、会計基準等の改正に伴う

会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとされている（以下、「原則的な取扱い」